

「財産評価顧問」平成22年改正対応版 概要 (Ver.H22.1)

「財産評価顧問 Ver.H22.1」での対応内容をご案内します。

このプログラムは、平成22年1月1日以後の相続、遺贈または贈与により取得した財産を評価する場合にご利用いただけます。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H22.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H21.1以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H21.1のデータは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。

2. 改正の概要

システムに関係する平成22年度の相続税関係の改正は、次のとおりです。

定期金に関する権利の評価方法の変更

定期金に関する権利の評価について、給付事由のあるものと、ないものについて、それぞれ次のように評価することとなりました。

【定期金給付事由が発生しているもの（相続税法第24条）】

有期定期金、無期定期金、終身定期金それぞれについて、次のいずれか多い金額による評価をすることとなりました。

解約返戻金

一時金

給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額を基に一定の方法で計算した金額
(予定利率による金額)

適用時期

平成23年4月1日以降に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用になります。

また、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに締結された定期金給付契約に関する権利で、平成23年3月31日までに相続若しくは遺贈又は贈与により取得したのもも適用になります。

【定期金給付事由が発生していないもの（相続税法第25条）】

定期金に関する権利について、解約返戻金により評価することとなりました。

解約返戻金がない場合は、掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合と、それ以外で評価することとなりました。

適用時期

平成22年4月1日以降に相続若しくは遺贈により取得した定期金に関する権利について適用されます。

取引相場のない株式 第5表 第8表 法人税率の変更

法人税の改正により、平成22年10月1日以降から清算所得が廃止されます。これに伴い、取引相場のない株式第5表、第8表 評価差額に対する法人税額等相当額を計算する率が変更になります。

適用時期

平成22年10月1日以降開始の相続から適用されます。

《参考》国税庁のホームページ

財産評価基本通達の一部改正について

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hyoka/100701/01.htm>

定期金に関する権利の評価が変わりました（平成22年5月）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/teikikin.pdf>

3. システムの対応内容

Ver.H22.1で対応を予定している内容は、次のとおりです。

定期金に関する権利の評価方法の変更対応

従来の評価方式を「定期金に関する権利の評価」「定期金に関する権利の評価（経過措置）」に変更して残し、新方式の評価を「定期金に関する権利の評価」として追加しました。

また、新方式の定期金に関する権利の評価明細書の印刷に対応しました。

なお、新様式による定期金の入力時に従来設定されている定期金からのコピーが可能です。

取引相場のない株式の評価明細書の対応

平成22年10月1日以降の法人税等相当額を計算するための率を通常の法人税率を使用した値45%が初期表示されるように対応しました。

土地及び土地の上に存する権利の評価 土地の参考事項の文字数の増加対応

土地及び土地の上に存する権利の評価の「地形図及び参考事項」の文字数を次のように増加しました。

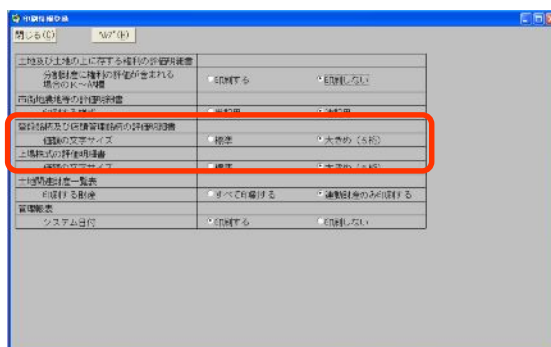
半角20文字×4行 半角20文字×8行

登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 / 上場株式の評価明細書の金額文字サイズの改善対応

登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書と上場株式の評価明細書印刷時の金額文字サイズを標準（7ポイント）か大きめ（10ポイント）を選択できるように対応しました。

メニューバーから「オプション」「印刷情報登録」で設定します。

金額桁数によって、可変はしません。大きめサイズの場合は、金額桁数が5桁までが枠内に収まるようになります。



取引相場のない株式 第2表の入力画面変更

取引相場のない株式の評価（2）特定の評価会社の判定明細書1/1の画面で、純資産価額、純資産価額の名称を総資産価額、総資産価額に訂正しました。

Windows 7 64ビット版への対応

Windows 7 64ビット版への対応を行います。

また、同時収録の過年度版の財産評価顧問のうち平成18年版から平成21年版についてWindows 7 64ビット版 OS への対応を行いました。（過年度版はバージョンが Ver.H18.15、Ver.H19.15、Ver.H20.15、Ver.21.15 に変更）

4.動作環境について

OS	Windows®7/Vista/XP/2000
メモリー	7の場合 1GB 以上、Vistaの場合 512MB 以上（1GB 以上を推奨） XP/2000の場合 128MB 以上（256MB 以上を推奨）
CPU	7の場合 1GHz 以上 Vistaの場合 800MHz 以上（1GHz 以上を推奨） XP/2000の場合 400MHz 以上（500MHz 以上を推奨）
ディスプレイ	1024×768 ドット(小さいフォント)を推奨(*1) Windows® XP の場合は、標準フォントかつ 96DPI を使用 Windows® Vista の場合は、標準のスケール(96DPI)を使用 7/Vista/XP の場合は、カスタム DPI 設定を 96 ピクセル/インチを使用
表示色	7/2000の場合 High Color(16ビット)以上 Vista/XPの場合 中(16ビット)以上
HDD	85MB 以上
最大用紙サイズ	A4
プリンター	ページプリンター（ポストスクリプト対応プリンター除く）

(*1)：800×600ドットは動作保証外です。

5.プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にはプロダクトIDを入力します。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアローン版)を複数本使用される場合、2本目以降を割安価格でお求めいただけるライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)をご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

- 企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合
- 本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合
- 会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合
- 学校等の教育用途として使用する場合

【著作権・使用許諾契約について】

プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。